

朝日大学法学会会則

第一条(名 称)

本会は、朝日大学法学会と称する。
本会は、朝日大学法学会部内におく。

第二条(事 業)

表を目的とする法学およびこれに関連する学術的研究・調査および発表を目的とする。本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行つ。

第三条(目 的)

研究機関誌「朝日法學論集」の発行

第四条(事 業)

その他、本会の役員会が適当と認めた事業

第五条(会 員)

一 本会は、左記の会員をもつて組織する。
正会員 本学法学院法学研究科の専任教員で、法学または本科大学院法学研究科の在学生

第六条(会員の特典)

三二 学生会員 本学法学院法学部および本科大学院法学研究科の在学生
贊助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者

第七条(役 員)

一 本会には、左記の役員をおく。
二 会長 法学部長をもつて、これに充てる。

第八条(役員の任務)

一 会長の互選による。
二 委員 正会員の互選による。

第九条(役員の任期)

三二 1 選舉委員 若干名
二 会計委員 二名

第十一条(会 費)

四三 2 1 会計監査委員 二名
二 会計監査委員 二名

第十二条(事業年度)

三二 1 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
二 会計監査委員は、朝日法学会論集その他の研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。

第十三条(会則の改正)

二 会計監査委員は、本会の会計事務を担当する。
三 会員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

第十四条(会費)

四 会員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定める。

第十五条(会費)

五 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもつて、これに充てる。

第十六条(事業年度)

六 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日

第十七条(会則の改正)

七 本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。

附 則

八 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

○印は会長、○印はその他の役員

栗津明博 中村良

今井潔 平田勇人

植木哲 三田清

大場民男 宮坂果麻理

大塚靖子 紺山錚吾

大野正博

○岡寄修

齋藤康輝

佐藤千春

○杉島正秋

高梨文彦

高森八四郎

THE ASAHI LAW REVIEW

No. 41

September. 2011

Articles

What Underlies the Civil Conciliation.....Hayato HIRATA (1)

Legal Pragmatism of Roscoe Pound — His Botanical Study and Its Relation to Legal Pragmatism —.....Osamu OKAZAKI (25)

Book Reviews

Takematsu ABE, *American Constitutional Law*.....Koki SAITO (81)

Satoshi UEKI(ed.), *From Medical Trial to Medical ADR ~ New Medical Dispute Resolution System which has begun to work*

.....Hayato HIRATA (91)

published by

Asahi University Law Association
Gifu, Japan